

別表十三(五)

「23」又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、令和6年旧震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損
金算入に関する明細書

(号該当)

事 業
年 度・ ・
・ ・

法人名

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1						譲渡の日を含む事業年度
	構造又は用途	2						
	取得年月日	3	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	所在地	4						計
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	対価の額	7	円	円	円	円	円	円
	譲渡価額	8						
	譲渡に要した経費の額	9						
	計 (8) + (9)	10						
差益割合	11							
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	12						
	構造又は用途	13						
	所在地	14						
	取得年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	取得価額	16	円	円	円	円	円	
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	17	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	18	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	(18)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	19	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	取得した土地等の面積	20	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	21						
取得価額	22	円	円	円	円	円		
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23							
圧縮限度の減額等	買換資産の取得のため(7の計)又は(7の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	24						
	圧縮基礎取得価額 (((16)又は(22))と(24)のうち少ない金額)	25						
	買換資産取得価額	26						
	前期末の取得価額	26						
	前期末の帳簿価額	27						
	圧縮基礎取得価額 (25) × $\frac{(27)}{(26)}$	28						
	圧縮限度額 (25)又は(28) × $(11) \times \frac{100}{100}$	29						
	圧縮限度超過額 (23) - (29)	30						
	取得価額に算入しない金額 ((23)と(29)のうち少ない金額)又は(((23)と(29)のうち少ない金額) × $\frac{(26)}{(27)}$)	31						
	対価の額の合計額 (7の計)	32	円					円
対価の額の残額の計算	同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	33						
	特別勘定の対象となり得る金額 (32) - (33)	34						
	翌期繰越額の計算	35						
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(39)と(41)のうち少ない金額) ÷	36						
	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てようとする金額	37						
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	37						
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (35) - (36) - (37)	38						
	特別勘定に経理した金額	39						
	繰入限度額 (34)のうち買換資産の取得に充てようとする金額 繰入限度額 (40) × $(11) \times \frac{100}{100}$	40						
	繰入限度超過額 (39) - (41)	41						
翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(39) - (42))	42						
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	43						
	当期中に益金の額に算入すべき金額	44						
	期末特別勘定残額 (43) - (44) - (45)	45						

その他参考となる事項

別表十三(五) 令七・四・一以後終了事業年度分

P64参照

P65参照

別表十三(五)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、令和6年旧震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号イ又はロ該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00549	「23」欄の金額 (「29」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号ハ該当)		00550	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第2号該当)		00363	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第3号該当)		00422	
日本船舶の買換え (第4号該当)		00364	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」、「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」、「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00557	

※ 「第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、令和6年旧震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第66条の9の2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号イ又はロ該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00553	「39」欄の金額 （「41」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号ハ該当)		00554	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第2号該当)		00369	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第3号該当)		00423	
日本船舶の買換え (第4号該当)		00370	

※ 「第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。